

2021年4月16日

各 位

会 社 名 株式会社三光マーケティングフーズ
本店所在地 東京都中央区新川一丁目 10 番 14 号
代 表 者 名 代表取締役社長 長澤 成博
(コード番号 2762 東証二部)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長
富川 健太郎
TEL 03-3537-9711 (代表)

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに 資本金の額の減少及び剰余金処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定、本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2021年5月15日（土曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 2021年5月15日（土曜日）
- (2) 公告日 2021年4月19日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.sankofoods.com/>

2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

- (1) 開催日時
2021年6月29日（火曜日）午前11時
- (2) 開催場所
東京都清瀬市元町一丁目6番6号
清瀬けやきホール 1階ホール
- (3) 付議議案

第1号議案 資本金の額の減少及び剰余金処分の件

3. 資本金の額の減少及び剰余金の処分について

(1) 資本金の額の減少及び剰余金の処分の目的

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、当社の第45期の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことが見込まれます。この状況も踏まえ、今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損補填に充てるものであります。

尚、本件による発行済み株式総数及び純資産額に変更はなく、所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

(2) 資本金の額の減少及び剰余金処分の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額 2,912,149,872 円のうち、2,862,149,872 円を減少して、50,000,000 円といたします。

② 減資の方法

減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 剰余金の処分の要領

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,862,149,872 円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,862,149,872 円

(4) 資本金の額の減少及び剰余金処分の日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 取締役会決議 | 2021年4月16日(金曜日) |
| ② 本臨時株主総会決議日 | 2021年6月29日(火曜日) |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2021年4月19日(月曜日) |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2021年5月19日(水曜日) |
| ⑤ 資本の額の減少の効力発生日 | 2021年6月29日(火曜日) |

(5) 今後の見通し

本件は、純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産の変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。尚、本件は、本臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以上